

医療費の全額自己負担・補装具の払い戻しについて

マイナ保険証または資格確認書の未提示等の理由により医療費を全額負担された場合及び補装具を作られた場合には、医療保険適用後の自己負担額の払い戻しを受けることができます。

1 お手続きについて

- ◆ 市役所でお支払いできるのは、医療保険適用後の自己負担額（3割。小学校就学以前のお子様については2割）です。そのため、医療費を全額自己負担された場合及び補装具を作られた場合には、まず加入している保険でのお手続きが必要です。
- ◇ 社会保険にご加入の方は、保険者でお手続きが済みますと、保険適用分の金額（7割。小学校就学以前のお子様については8割）が各保険より支払われます（概ね1月～2月ほどお時間がかかります）。この支払いの際、支給される金額・支給時期が書かれた『支給決定通知』がお手元に届きます。『支給決定通知』がお手元に届いた後、市役所でお手続きをお願いします。
- ◇ 国民健康保険にご加入の方は、保険者でのお手続きと医療費助成のお手続きを同時に行っていただけます。

※保険者への申請は、医療費を支払った日の翌日から2年以内のものが対象です。詳細は加入している保険者へお問合わせください。

全国健康保険協会に加入し、自己負担額（総額の2割または3割）が21,000円以上となる方は、健康保険適用分の申請と合わせて、高額療養費の申請も済ませてから、市へ払い戻しの手続きをしてください

2 申請に必要なもの

- ◆ 領収書
- ◆ 装着証明書（補装具の場合のみ）
- ◆ 健康保険の資格情報がわかるもの（資格確認書等）
- ◆ 受給者証
- ◆ 印鑑（自己負担額が21,000円以上の場合）
- ◆ 預金通帳
- ◆ 保険者から交付された支給決定通知書
- ◆ （ご本人でない場合）来庁される方の身分証（運転免許証又はマイナンバーカード等）

領収書及び装着証明書は、保険者へ原本を提出する必要があります。
そのため、事前にコピーを取っておいていただき、市役所へはコピーをご提出ください

※支払った日の翌日から5年以内のものが対象です。

3 お手続きフローチャート

